

## 平成 30 年度茨城県魅力映画支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 知事は、茨城県の魅力を広く国内外に広く発信し、知名度の向上、県内の経済活性化及び観光客誘致を図るため、映画の撮影を行う者に対し、予算の範囲内において、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年 6 月 19 日茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (補助金の交付対象となる映画等)

第 2 条 補助金の交付対象となる映画等は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) 茨城県を舞台、題材にしていると認識することが可能な映画であって、県内において撮影が行われるもので、補助金の交付を申請する年度又はその翌年度までに以下の条件を満たすものとする。

ア 全国の映画館等で上映(国内 50 館以上)される作品であること。

イ 幅広い年齢層が観覧できる映画であること。

(2) 茨城県の様々な魅力を広く県内外・国外に発信し、知名度の向上、観光振興に資するものと認められるものであること。

(3) 映画の上映実績、上映予定であることを証明する書類又は成果品等を提示できるものであること。

(4) 市町村等、地元の協力が得られるものであること。

(5) 政治的又は宗教的意図を有していないこと。

(6) 公序良俗に反するなど反社会的非難を受けるおそれのあるものでないこと。

(7) 補助金の交付を前提としたものでないこと。

(8) 補助金の交付対象となる経費が、他の補助金の交付対象でないこと。

(9) 作品の舞台、題材、撮影場所となる市町村・地域の協力を得られる作品であること。

(10) その他知事が特に認めるもの。

### (補助金の交付対象となる経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費は、県内において行われる撮影に係る経費（撮影場所の事前確認に係る費用は含まない。）のうち、別表第 1 に掲げるものとする。

### (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表第 1 に掲げる経費の 2 分の 1 以内とし、その補助金の限度額は 1 作品 10,000 千円とする。ただし、地元市町村の支出する補助額の同

額以内とする。

(補助金の交付対象となる者)

第5条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、映画等の製作を主たる目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、映画等の製作について相当の実績があるものとする。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有し、次のイからエについて明記されていること。

イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。

ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助対象者とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人等にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者が規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、第2条に規定する映画の製作(以下「補助事業」という。)に係る撮影を開始す

る5日前までに、茨城県魅力映画支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（別表第1に掲げる経費の区分に応じて内訳が分かる書類を含む。）（第3号様式）
- (3) 補助対象者概要（第4号様式）
- (4) 誓約書（第5号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付申請を行った補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、原則、補助金の交付決定後に補助事業に係る撮影を開始するものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に補助事業に係る撮影を開始する場合、あらかじめ当該事情を記載した茨城県魅力映画支援事業補助金交付決定前着手届出書（第6号様式）を知事に提出したときは、この限りでない。

（審査及び交付決定）

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて、交付決定を行い、補助金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査について、第4条第1号に該当する場合には、次条に規定する茨城県魅力映画支援事業補助金審査会を開催する。

（審査会）

第8条 知事は、茨城県魅力映画支援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は営業戦略部長をもって充てる。
- 4 委員は別表第2に掲げる者とし、知事が委嘱し、又は任命する。
- 5 審査会は、会長が必要に応じて招集する。
- 6 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 8 委員は、代理の者を出席させることができる。
- 9 会長は、特に必要があると認めたときには、オブザーバーを招聘し意見等を聞くことができる。
- 9 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(補助金の交付条件)

第9条 規則第5条に規定する補助金の交付に必要な条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助金交付決定通知書に記載された交付額が20パーセントを超えて減額する必要がある場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) その他知事が必要と認める条件

(承認の手続)

第10条 補助金交付決定通知を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、前条各号の規定により承認を受けようとするときは、すみやかに茨城県魅力映画支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに茨城県魅力映画支援事業実績報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業が年度をまたがって行われる場合の補助金の実績報告は、県の会計年度ごとに行うものとし、3月31日までに前項の実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書に添付すべき書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業報告書(第9号様式)
- (2) 収支決算書(別表第1に掲げる経費の区分に応じて内訳が分かる書類を含む。)(第10号様式)
- (3) 補助金の交付対象となる経費に係る領収書、受領証等支払いを証明するものの写し
- (4) 成果品(パソコンで再生確認できる作品の映像データ)

(5) 作品の上映計画(報告時点の実績を含む)がわかる書類

(6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助金確定通知を受けた交付決定者は、規則第15条の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、茨城県魅力映画支援事業補助金交付請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 補助金の交付申請、実績報告等について、不正の事実があった場合

(2) 第2条に規定する条件を満たすことが出来なかった場合

(3) その他、この要綱の規定に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第16条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、補助事業完了の日から起算して五年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで保存しておかなければならない。

(ロケツアーリズムの推進に係る取組への協力)

第17条 交付決定者は、知事が実施するロケツアーリズムの推進に係る以下の可能な限り協力するよう努めなければならない。

- (1) 作品に係わる写真や制作物、撮影美術品等の著作権物を茨城県が作成するパンフレット等で二次使用すること。
- (2) 県が主催または共催する作品に関する催しに監督、俳優等が参加すること。
- (3) 上記のほか、作品を活用して観光振興に資する事業への協力すること。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

経費項目	内 容
広報・PR費	申請書の提出から実績報告までの作品のメディア掲載等にかかる費用
宿泊費	県内での宿泊費（撮影準備の宿泊費用も含む）
食糧費	県内の撮影場所での飲食費（県内において飲食物等を購入した場合に限る）
交通費	県内での撮影及びロケハン等のための移動（公共交通機関，タクシー等）経費
燃料費	県内での移動などによるガソリン代等
車両機材等貸上料	県内でのレンタカーや高所作業車や機材の移動等の借り上げ費
施設使用料	撮影やPRに係る施設の使用料
ロケセット設置費	資材調達に係る費用，設置費，諸経費等
設営撤去費	撮影現場でのセット等の撤去費用
現地人件費	俳優やエキストラ及び現地撮影補助等に係る人件費
映像効果作業費	作品のCG等の特殊効果に係る作業費

別表2（第8条関係）

営業戦略部 部長	会長
営業戦略部 観光物産課長	委員
営業戦略部 プロモーション戦略チーム	委員
営業戦略部 観光物産課 フィルムコミッション推進室長	委員